

妊婦健康診査費・新生児聴覚検査費・ 産婦健康診査費助成券交付のお知らせ

【妊婦健康診査費助成券】 みず色の助成券

丹波篠山市では、お母さんと赤ちゃんの健康をまもり、安心して出産を迎えていただくために、妊婦健康診査費用の助成をしています

☆対象者

丹波篠山市に住民登録があり、母子健康手帳の交付を受けた妊婦

☆交付される助成券

種 類	枚 数
10,000円券	2枚
7,000円券	2枚
5,000円券	10枚
3,000円券	9枚
1,000円券	9枚

※多胎の妊婦の方には上記に加え、追加助成があります。

※助成券は一度の妊婦健診で複数枚使用ができます。

※治療や投薬、妊婦健診以外の検査、文書費等は助成の対象外です。

※助成券交付前に受けた妊婦健康診査で、すでに医療機関で支払いが終わっている費用についても助成の対象になるものがあります。妊婦健康診査受診日と同月内であれば、まず受診した医療機関へご相談ください。月を越えた場合は「ふたば」までご相談ください。

※希望される方には助成額の範囲内で助成券の券種の交換を行います（妊娠期間に1回のみ）。券種の交換には申請が必要となりますので、「ふたば」までお問い合わせください。

☆『妊婦健康診査助成についてのQ&A』も必ずお読みください。



【新生児聴覚検査費助成券】 黄みどり色の助成券

丹波篠山市では、すべての赤ちゃんが聴覚検査を受けることができるように、新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成します。



☆対象者

丹波篠山市に住民登録があり、新生児聴覚検査を受けた児

☆交付される助成券：5,000円券 1枚

※出生後、入院中の医療機関で新生児聴覚検査を実施します。

※入院費のお支払いの時に助成券をご利用ください。

※検査以外の治療、投薬等については助成の対象外です。

※新生児1人につき1回限りです。ただし、確認検査を受けられた場合は初回検査及び確認検査の2回分（各上限5,000円）を助成します。

※お子様が入院扱いとなる等、健康保険が適用され検査を実施した場合は助成の対象外になりますのでご了承ください。

裏面につづきます

【産婦健康診査費助成券】

ピンク色の助成券

丹波篠山市では、出産後間もない時期のお母さんのからだところの状態を確認するために、産婦健康診査を助成します。

☆対象者

丹波篠山市に住民登録があり、出産された産婦

☆受診時期と回数

産後概ね2週間と概ね1か月に受ける産婦健康診査費（2回分）
（産婦健康診査日において、出産後8週目以内となります。）

☆交付される助成券：5,000円券 2枚

※1回の健診で5,000円が上限です。

※問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェックが対象となります。

※上記以外の検査や投薬等については助成の対象外です。

※2週間健診を実施していない医療機関では、産後、概ね1か月に受ける産婦健康診査において、助成券を1枚ご利用ください。残りの助成券1枚は利用しませんので破棄してください。



Q. 助成券が利用できない場合はどうすればいいの？

⇒A. 県内の医療機関でも、一部使用できない医療機関があります。

使用できない県内の医療機関や、県外で受診された場合は、助成券が使用できないので、費用は直接医療機関の窓口で支払っていただき、後日健康課窓口で「償還払い」の申請をお願いします。その際、助成券の額面を上限としてお支払いいたします。償還払いの期限は、出産日から概ね1年以内です。

償還払い手続きに必要な物

- ① 領収書
- ② 母子健康手帳
- ③ 助成券
- ④ 印鑑
- ⑤ 振込先口座番号がわかるもの



☆注意事項

- ・受診前に、助成券に氏名・生年月日・住所をご記入ください。
- ・額面を超える場合は、超過額は本人の負担となります。また、額面に満たない場合の差額の返金や、使用しなかった助成券の換金はありません。
- ・助成券は本人以外は使用できません。また、現在の妊娠に限り有効です。
- ・市外へ転出された場合は、丹波篠山市が発行する助成券は使用できません。転出後の助成券については、転出先の市町村へ直接お問い合わせください。

このチラシ以外にも助成券の裏面に注意事項などを記載していますので、ご確認ください

＜お問い合わせ先＞

丹波篠山市こども家庭センター「ふたば」（丹南健康福祉センター健康課内）

TEL：594-5080